

総務省独立行政法人評価委員会（第37回）

平成24年3月16日

【森永委員長】 おそろいでございますので、第37回の総務省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

定足数でございますが、委員15名中9名出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

今回は、大きなテーマというのが、今年度で中期目標期間が終了となります郵便貯金・簡易生命保険管理機構の次期中期計画、つまり第2期中期計画の案についてご審議いただき、ということが大きなテーマでございます。

では、審議入ります前に、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。その前に事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【相馬大臣官房政策評価広報課長】 委員会の事務局を務めております大臣官房政策評価広報課長の相馬でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧でございますとおり、議題(1)に関連する資料といたしまして、資料1、議題(2)に関連する資料といたしましては、資料2-1から2-3、報告事項に関連する資料といたしまして、資料3-1から資料3-4及び資料4、その後ろに参考資料が1から5までとなっております。また郵便貯金・簡易生命保険管理機構のパンフレットが席上配布となっております。過不足はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。では、お願いします。

【森永委員長】 どうもありがとうございました。

続きまして、この事務局を代表いたしまして、吉崎大臣官房総括審議官から、ごあいさつをお願いしたいと思います。

【吉崎大臣官房総括審議官】 吉崎でございます。本日は年度末の非常にお忙しい時期にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げます。先ほど委員長からお話ありましたように、本日は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の次期中期計画をディスカッションいただくというのが、メインのアイテムということでございます。

この法人は、日本郵政公社から引き継ぎました郵便貯金や簡易生命保険を管理するとい

う仕事をしておりますが、初めての中期計画の見直しということでございます。自分自身の経験を省みましても、最初の中期計画の見直しというのはいろいろと議論があったということでございますけれども、ぜひ本日は先生の皆様方、活発なご意見を賜りたいと存じます。

また、本日はそのほかにも、各分科会や部会の審議経過の報告ですとか、あるいは1月20日に閣議決定がなされました。政府全体の独法の見直しの基本方針というものでございます。これらも、事務局からまた説明させていただきたいと思っております。私どもといたしましても、総務省といたしまして、独立行政法人、適正な運営ということで見直しを進めていきたいと思っておりますが、各先生方におかれましては様々なお立場から、高いご見識に基づきご意見を賜りたいと思っております。

短い時間ではございますが、本日もご審議よろしくお願いいたします。

【森永委員長】 ありがとうございます。

では、審議に入ります。1番目ですが、前回第36回の文書審議結果につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

【相馬大臣官房政策評価広報課長】 それではご報告させていただきます。資料1をご参照いただければと思います。第6回文書審議につきましては、平成24年1月30日から2月6日までの期間で実施をしたところでございます。議題は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における次期、すなわち第2期中期目標の案でございました。審議結果でございますが、全ての委員の先生方よりご了承する旨の回答をいただきまして、また意見等の提出はございませんでしたことをご報告させていただきます。簡単ではございますが、以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。という文書審議の結果でございますが、何かご意見とかご質問はございますでしょうか。委員の先生方には皆さん、文書審議で見ていただいたんでありますけれども、よろしいですか。

それでは次の議題に移らせていただきます。2番目の議題ですね、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における次期中期計画、第2期中期計画の審議に入らせていただきます。これは今ご報告ありましたように、中期目標は我々で承認をしたと、それを受けて今度はこの計画ですね、これをご審議いただく、そういうことであります。独立行政法人通則法第30条により、郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、総務大臣が指示をした中期目標に基づき中期計画を作成し、その計画について総務大臣の認可を受ける際には当

委員会の意見を聞くということになっております。ということで、ご説明をお願いするんですけども、武内理事からお願いいたします。

【武内郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事】 郵貯・簡保機構の理事の武内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長からご紹介がありましたように、3月2日に指示をいただきました中期目標に沿いまして、中期計画をつくったところでございます。目標と計画の対比につきましては、お手元の資料の2-3に対比表がございますが、説明のほうは資料の2-1を使わせていただきたいと思っております。次期、第2期の中期計画案の概要というものでございます。

1ページめくっていただきまして、第2期の中期目標期間でございますが、これは5年間ということで平成24年の4月から平成29年の3月までとしてございます。

第1の業務運営の効率化に関する目標達成するためにとるべき措置でございますが、その1番といたしまして、組織運営の効率化ということでまとめてございます。特に3点目でございますが、この次期の中期目標期間内に、国際ボランティア貯金については、この業務を終了する見込みでございますので、その寄附金配分終了に向けた進行管理、必要に応じた配分方法の見直し及び配分完了の際の業務体制の見直しを実施するというふうにしてございます。

2点目の業務経費等の削減、一般管理費及び業務経費でございますが、2点目に書いてございますように、中期目標最終年度、28年度の一般管理費及び業務経費の合計を23年度の95%以下にすると。そのほか、3点目にございますように、独立行政法人の契約状況の点検・見直しについての閣議決定に基づき、契約を適正化し、透明性を確保するとしてございます。人件費についてでございますけれども、これは政府における総人件費削減の取組を踏まえ、国家公務員に準じた人件費改革を実施するとしております。特に2点目に書いてございますように、国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、役員報酬・職員給与の適正化の計画的な取組を実施し、公表するとして、先般成立いたしました法律名を引用してございます。

それから次の、2ページ目でございますが、第2といたしまして、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置でございます。その1の、資産の確実かつ安定的な運用といたしまして、郵便貯金資産の運用計画それから簡易生命保険資産の運用計画を書かせていただいておりますが、これは基本的に従来のものと変わってございません。下の段の、かんぽ生命の資産運用の②のところ、か

んぼ生命への預託が加わっておりますが、これは既に民営化時に満期になっておりました、支払をすべきお金を支払備金として預託してきたものでございまして、それを今まで書いてなかったものを明示したということでございまして、内容的には変わるものではございません。その他、貸付け、地公体への貸付けとか公庫公団等への貸付けとございますが、これも民営化前にしたものを引き続き、今は保持しておくというものでございます。新たに貸付けるものではございません。

それから次の3ページ目、2の提供するサービスの質の維持・向上でございまして、委託先等に対しまして、利用者利便の確保のために業務の質の維持・向上に努めるということでございます。その実施状況の確認を次のとおりを実施するということで、確認方法といたしまして、二重丸でございまして、事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを策定の上で確認をしていくと。それから事業年度ごとに実地監査計画を定めて、特に加わったところでございまして、委託先・再委託先の内部統制機能を活用して、その実施状況の効率的・効果的な監査を実施するとしてございます。

それから、業務の提供場所・提供時間についても、委託先が行う銀行業務・生命保険業務及び再委託先が行う銀行代理業務・生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質の確保を要求するとして、その次でございまして、次の取扱いの標準処理期間を設定し、当該期間内に案件の9割以上の処理をしていただくということでございまして、貯金のほうは変えてございませんが、簡保のほうにつきましては、暦日を営業日に改めるということ等を踏まえまして、標準処理期間を短縮してございます。

それから次の4ページでございまして、業務の実施状況の継続的な分析といたしまして、業務品質の維持・向上のため、利用者意見の把握調査の実施等により、業務の実施状況を継続的に分析することとしております。

4点目の照会等に関する迅速かつ的確な対応といたしまして、預金者・保険契約者等からの照会に迅速かつ的確に対応することとしてございます。

5番目の情報の公表等でございますが、ホームページ等により、組織、業務、財務関係情報等の情報を、引き続き毎事業年度公表することとしてございます。

6点目の、預金者等への周知でございますが、2番目でございますように、郵便局窓口で満期を迎えた貯金を受け取った方等に対しまして実態調査等を行いまして、費用対効果を検証の上で、より効果的かつ効率的な広報を実施することとしてございます。

それから次の5ページ、第3の財務内容の改善に関する事項ということで、第2期中期

目標期間、5年間でございますが、その予算、収支計画及び資金計画の概要をまとめてございます。これは数字でございますので、見ていただければと思います。

6ページでございますが、第4といたしまして、その他業務運営に関する重要事項でございます。1点目が、適切な労働環境の確保ということで、実情に即して、組織編成及び人員配置の見直しを実施することとしております。

2点目といたしまして、機構が保有する個人情報の保護ということで、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報を適切に管理することとしております。

それから3点目でございますが、災害等の不測の事態の発生への対処ということで、特に東日本大震災の際の対応を踏まえ、ということで、リスク管理体制を充実することとしてございます。

4点目の、内部統制の充実・強化ということでございますが、「独立行政法人における内部統制と評価について」という、これは独法における内部統制と評価に関する研究会の報告でございますが、これらを踏まえまして、内部統制を充実・強化することとしております。

5点目、情報セキュリティ対策の推進でございますが、政府の方針を踏まえまして、適切な情報セキュリティ対策を推進することとしております。

6点目でございますが、積立金の処分に係る金額の厳格な算出ということで、これは法令に基づくわけでございますが、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出した上で、当該金額を控除した残余の額を国庫に納付することとしております。

その他、環境保全に配慮した業務運営等を考えているところでございます。

以上、非常に簡単でございますが、報告させていただきました。

【森永委員長】 ありがとうございます。この内容につきましては、分科会のほうで審議していただいておりますので、その審議内容について、釜江分科会長からご報告をお願いしたいと思います。

【釜江委員】 郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の釜江でございます。それでは、郵貯・簡保管理機構の第2期中期計画案についての当分科会における審議状況についてご報告いたします。

機構の中期計画案につきましては、去る3月6日に分科会を開催いたしまして、当評価委員会の審議を経て総務大臣が決定した中期目標の内容が適切に反映されているかどうかという観点から、審議を行いました。その結果、中期目標の内容が全て中期計画案に反映

されていると認められることから、特段問題がないものとして、当分科会において了承いたしました。私からのご報告は以上でございます。

【森永委員長】 どうもありがとうございました。この件につきまして、これから委員の方々にご審議をいただくのでありますが、どうでしょうか。何かございますでしょうか。

経費削減は、これはまことに結構なことで、やらないといけないんですけども、23年度の総計に比べて95%以下にまずするという、そういう設定になっていますね。この95%というような具体的な数字は、どういう根拠で出てきてますか。

私が聞いているのは、例えば、人件費削減でも、5%削減を目指すとかね、よく出てくるんですよ。そういう意味で、大体で結構ですけども。

【武内郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事】 対比表のほうの2ページでございますが、業務経費等の削減に関する事項ということで、目標のほうで平成23年度の当該経費の95%以下とすべきという、そういうご指示をいただいたところではございます。既にこの第1期中期目標期間中につきましても相当程度の経費削減は努めてきたところではございますけれども、さらに5年間で5%程度の削減を図るべしという、そういうご指示をいただいたということから、中期計画におきましても、その数字とさせていただきますところでございます。

【森永委員長】 対比表のどこですか。何ページですか。

【武内郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事】 2ページでございます。2ページの上の段です。

【森永委員長】 ああ、上の。アンダーライン引いていますね、終わりのほう。これに基づいて、ということですね。まあ実際これ、計算されたと思うけども、無理のない範囲でのことになっているんですか。

【武内郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事】 ご指示をいただいたことから、取り込まなければいけないと考えております。

【森永委員長】 はい、わかりました。はい。

【吉崎大臣官房総括審議官】 今のお話ですけども、補足しますと、あまり根拠ははっきりとはしておりませんが、経緯の問題でありまして、大体1年で1%というのがありまして、5年で5%ということなんです。

【森永委員長】 まあ、そういうところからね。はい、わかりました。それから、ほか、委員の方、どうですか。ご意見ございますか。それからもう一つ、契約状況、結局、見直

しというのは随意契約ですね。随意契約というのはまだ相当あるんですか。

【武内郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事】 当機構というのは、非常に小規模な団体でございますので、大きな契約はそれほど多くはございませんけれども、契約につきましてはほとんど競争契約に移行しております。例えば、官報のようなものとか、そういう性格上どうしても随意契約にならざるを得ないようなものを除きましては、そういうものは全て移行としているといたしますか、競争契約としておるところでございます。

【森永委員長】 ほとんどは、そうなってると思いますけれどね、そうですか。

【武内郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事】 先ほどの業務経費等の削減の中での独法の契約状況の点検・見直しの中で、契約の適正化、透明化ということが求められている中で、随契の見直し、一者応札、一者応募の見直し等に、適切に対応しているところがございます。

【森永委員長】 何か、ほか、ご意見ございますか。ご質問、ありませんですか。ではよろしいですか。ありがとうございました。それでは特にご質問、ご意見ございませんようですので、この郵便貯金・簡易生命保険管理機構の次期中期計画、これ第2期ですね、第2期中期計画案については、当委員会としまして了承させていただきます、ということにいたします。この決定事項につきましては、総務大臣あて意見を具申することになるんですが、その事務手続きについては、委員長でございます私にご一任いただきたいと思います。また、当該中期計画案については、この後、財務省との協議が予定されております。その結果によって、修正が生じる場合があるかもわかりません。その場合の取り扱いにつきましても、恐縮ですが、私にご一任いただきたいと思います。以上、ご了承いただければと思います。

では、次に、議題としては、報告事項に移ります。報告事項の第1点目ではありますが、各分科会・部会における審議状況等の報告をしていただくということになります。平成23年9月以降におきまして、総務省独立行政法人評価委員会議事規則第9条に基づきまして、各分科会・部会の議決をもって、当委員会の議決とした案件の文書審議等の結果のご報告をこれから順次いただくということになります。それについてのご意見とかご質問につきましては、全ての分科会・部会からのご報告が終わってから、最後にお受けするというようにさせていただきます。

この独法のうち、平和祈念事業特別基金分科会では、平成23年9月以降に審議された案件はございませんので、ここではいたしません。まず最初、情報通信・宇宙開発分科会

及び情報通信研究機構部会の審議状況につきまして、これは分科会長そして部会長でもある私からご報告をさせていただきます。

資料は3-1であります。表紙の裏に1ページ目がありまして、これをごらんいただきたいと思います。1点目でありますけれども、NICTの第3期中期計画につきまして、東日本大震災を踏まえまして、研究開発の推進に際して考慮に入れるべき観点として、災害対応、これをより明確化するという変更について総務大臣から諮問がございました。変更の概要は、この資料2ページ目に参考として付けております。本件につきまして、部会及び分科会において審議の結果、審議は今年の11月でありますけれども、その結果、総務大臣に対しまして適当と認められる旨の答申をいたしました。その後、総務大臣から本件に関し認可が下りております。

第2点目ですが、業務方法書の変更です。特定業務を除く、業務方法書の変更についてですが、NICTは、海外の研究者の招へい及び研究集会に対して支援することといたしておりますので、業務方法書においても国際研究集会に関する業務の実施を明確に規定するというところで、総務大臣から諮問がございました。本件につきまして、昨年11月に部会におきまして審議いたしました。その結果、総務大臣に対し、適当と認められる旨を答申いたしております。その後、本件に関し総務大臣から認可されております。

最後に、第3点目ですが、債務保証業務等に関する業務方法書の変更です。これはNICTが行う債務保証につきましては、借入額2.8億円前後で保証料率が異なることから、保証料が不連続となっております。このため、保証料率を一定として、借入額相応の保証料とするため、総務大臣から諮問がございました。本件について本年1月に部会において審議いたしました。その結果、総務大臣に対し、適当と認められる旨を答申いたしております。その後、総務大臣及び財務大臣から認可されております。以上が、私からご報告申し上げる件でございます。

続きまして、情報通信・宇宙開発分科会及び宇宙航空研究開発機構部会におきまして、文書審議によって審議された案件がございますので、その審議状況等につきまして、高畑分科会長代理及び宇宙航空研究開発機構部会長からご報告をお願いいたします。

【高畑委員】 宇宙航空研究開発機構部会、いわゆるJAXA部会の高畑でございます。資料3の2をごらん下さい。タイトルにありますように、ここではJAXA部会におきまして、平成23年9月以降における審議状況等の報告が記載されております。

1ページおめくりいただきますと、1と2とありますけれども、JAXA部会では、昨

年9月以降、2件の議案について、文書により審議を行っております。

まず1件目は、不要財産に係る国庫納付について、昨年の12月に文書審議を行いました。平成22年の独立行政法人通則法の改正により、国費で取得した不要財産の国庫納付が義務付けられたところです。

本件は、JAXAが所有する宮城県角田市にございます角田宇宙センターの職員宿舍用地の一部を現物により国庫納付するものでございます。この職員宿舍用地には、宿舍1棟が既に建設されておりますが、将来の職員増を見込みまして増築用として確保されていた用地が約3,000㎡ございます。それにつきましては、今後角田宇宙センターにおいて職員の大幅な増員が見込めないため、職員宿舍用地として使用する見込みがなくなりました。また、他の用途での利活用の予定もございません。このため、JAXAでは不要財産として現物により、国庫納付するため、関係府省と調整を進めてきたところです。この度調整が整いまして、昨年12月に総務大臣に国庫納付の申請がございました。不要財産の国庫納付につきましては、JAXA部会の専決事項となっております。JAXA部会において審議の結果、適当と認められました。これを受けて、本件は総務大臣から認可され、本年1月27日付けで現物による国庫納付を終えております。

2件目の審議事項は、中期計画の変更についてです。本件は、現在文書審議中という状況でございます。変更点は、そこの下にありますように、2点ございます。

まず1点目は、陸域観測技術衛星2号「ALOS-2」の開発加速のための4次補正予算による運営費交付金の追加に伴う、記載の追加でございます。陸域観測技術衛星1号、「だいち」は、皆様ご存じのように、先般の東日本大震災をはじめとして、国内外で発生した災害に対して、広域災害状況の把握等に貢献してきましたけれども、昨年5月に運用を終了しております。これを踏まえて、「だいち」の成果を引き継ぐものとして、我が国の防災活動に大きく貢献することが期待される2号機であります「ALOS-2」の開発を加速することが必要であるということから、平成23年度第4次補正予算におきまして、運営費交付金102億円が追加措置されたところでございます。このため、この交付金の目的を明示する記載の追加を行ったということでございます。具体的な追加内容は、2ページの参考資料に書いてあるとおりでございますけれども、ここでのこの参考資料に関するご説明は省略させていただきます。

次に、2点目の変更は、電波天文衛星「ASTRO-G」プロジェクトの中止に伴う記載の削除でございます。「ASTRO-G」プロジェクトは、衛星に搭載した電波望遠鏡と

地上の電波望遠鏡群を組み合わせることによって、より高い解像度で電波天文観測を行うことを計画したプロジェクトでございます。このプロジェクトは、平成20年より開発に移行しておりましたが、大型展開アンテナに技術課題が判明しました。そのため、平成21年1月よりプロジェクトの活動を休止し、JAXAにおきまして、技術的成立性の検証を行いまして、プロジェクト中止に向けた準備が進められてきたものでございます。昨年7月のJAXA部会におきましても、早急に中止を決定すべきとの意見があったところですが、昨年11月に文部科学省の宇宙開発委員会から中止は妥当である旨の評価を受けまして、JAXAにおいてプロジェクトの中止を正式決定いたしました。このため、中期計画から、このプロジェクトに係る記載を削除するというところでございます。具体的な削除内容も、先ほどの参考資料に書いてあるとおりでございますけれども、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、2点にかかわる中期計画の変更につきましては、JAXA部会及び情報通信・宇宙開発分科会におきまして、現在文書審議を行っているという状況であります。JAXA部会における審議状況の報告については、以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。次にまいります。今度は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構部会での審議を、釜江分科会会長からお願いいたします。

【釜江委員】 それでは、平成23年9月以降の当分科会における審議状況について、お手元の資料3-3に従いまして、ご報告いたします。

昨年9月以降、郵貯・簡保機構分科会においては3回の分科会を開催しまして、主として、先ほどご報告いたしました機構の第2期中期計画の策定にかかわる議題について審議を行っております。

まず昨年12月の第16回の分科会におきましては、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案についての審議を行いました。そのほかに、任期満了に伴う委員交代を踏まえた分科会長の選出及び分科会会長代理の指名、それから機構の理事長、幹事の交代に伴う機構の役員退職金に係る業績勘案率についての審議を行いました。

続きまして、本年1月に開催しました第17回の分科会におきましては、見直し案を踏まえて総務省において作成された機構の第2期中期目標案について審議を行い、3月6日には先ほどもご報告しましたとおり、機構の第2期中期計画案を審議する、第18回の分科会を開催いたしました。また今後の予定といたしまして、機構の預金者貸付及び契約者

貸付に係る原資の調達のための平成24年度長期借入金案及び償還計画案についての審議を、今月下旬に予定しておりますが、今のところ文書審議を行う予定でおります。私からのご報告は以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。では最後になりましたが、今度は統計センターの分科会における文書審議につきまして、佐藤統計センター分科会長からお願いいたします。

【佐藤委員】 それでは、統計センター分科会での審議状況についてご報告させていただきます。お手元の資料3-4をごらん下さい。裏面に1ページでございます。

平成23年11月に文書開催という形でございますが、第29回分科会を開催しております。ここでは統計センターの役員退職金に係る業績勘案率について審議しております。まず、独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について申し合わせに基づきまして、対象役員の業績勘案率を算出しましたところ、1.34となりました。これに対し、一部の委員からは、対象役員の在職期間における統計センターの業績を踏まえ、1.0よりも高い業績勘案率とするべきではないかという意見もございましたが、最終的には役員退職金に係る業績勘案率に関する方針に基づき、総合的に検討した結果、対象役員の業績勘案率は1.0とすることとなりました。以上が、統計センター分科会の審議状況でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。以上で、ご報告は終わらせていただきますが、まとめまして、委員の方々からご意見、ご質問ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にございませんようですので、報告を終わらせていただきたいと思います。さて、2点目ですね、報告事項の2点目に移りますが、これは事務局からご報告をお願いします。

【相馬大臣官房政策評価広報課長】 それでは、最近の独立行政法人改革の動きにつきまして、簡単にご説明申し上げたいと思います。前回の、この会議でもご報告申し上げましたとおり、昨年9月に政府の行政刷新会議のもとに分科会が設置されて以来、活発な議論が行われてきたところでございます。本年の1月20日には、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針というものが閣議決定されましたので、その内容について、資料4に沿ってご説明申し上げます。

この閣議決定の基本的な内容でありますけれども、簡単に言えば、態様の異なる法人が一律の制度にはめ込まれて、法人の政策実施機能が十分に発揮されていないと、そういう現

状に対する問題意識から、制度・組織の在り方を抜本的かつ一体的に見直そうということが趣旨でございます。

見直しの主なポイントについて申し上げます。

まず1つは、新たな法人制度に位置付けられる法人は、事務・事業の特性を踏まえ、一定の裁量のもとで目標達成を目指す法人である成果目標達成法人と、国の判断と責任のもとで、事務・事業の確実な執行を目指す行政執行法人の、大きく2つに分類するというところ。そのうち、成果目標達成法人については、研究開発型、金融業務型などにさらに類型化を行い、ガバナンスの在り方についてもその類型に沿ったものとなっております。

ちなみに、総務省が所管している法人の分類としては、情報通信研究機構については、研究開発型の成果目標達成法人、統計センターについては現段階で未定であるということ、業務の在り方、職員の身分について検討し、結論を得ることが閣議決定に書いてございます。それから平和祈念事業特別基金、これは廃止ということ、それから郵便貯金・簡易生命保険管理機構については、郵政改革法案に基づき措置と、こういう内容が閣議決定の中に書かれてあるところでございます。ちなみにこの郵便貯金・簡易生命保険管理機構については、郵政改革法案に基づき措置ということでございますけれども、これは、「政府はこの法律の施行後3年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」というふうに書かれているところでございます。

大きく2つ目として、法人の実績評価につきましては、府省横断的なルールに基づき、政策責任者たる主務大臣が、中期目標設定から評価まで一貫して行うこととなります。さらに主務大臣の評価等に関しましては、制度所管府省に設置する第三者機関による点検がなされることになっております。

こうした閣議決定にありますところの見直しの内容につきましては、今国会に提出が予定されている独立行政法人通則法の一部改正法案等を通じて措置されることとなっております。この法案の具体的な提出時期、内容については現在明らかではございませんけれども、今後この関係で進展等ございましたら、適宜ご報告申し上げたいと考えているところでございます。簡単ではございますが、以上です。

【森永委員長】 ありがとうございます。こういうのは、閣議決定の結果のようなん

ですけれども、いかがでしょうか。ご質問ございますか。

もう一度確認だけど、成果目標達成法人というのは、総務省の4つの機構でいうと、情報通信研究機構、これはそういうことになりますね。

【相馬大臣官房政策評価広報課長】 はい、そうです。おっしゃるとおりです。

【森永委員長】 ほかの、統計センター、平和祈念、それから郵貯、これは行政執行法人になりますか。

【相馬大臣官房政策評価広報課長】 これは今、ご紹介申し上げたのは、1月20日閣議決定に書かれてある文言ということでございまして、NICTの場合には、情報通信研究機構の場合には、閣議決定にあるところの研究開発型の成果目標達成法人ということで、ある意味非常に素直に理解すべき話ではございますけれども、例えば平和祈念事業につきましては、もうこれは年限が決まっているものでございまして、これは廃止とはっきり書いてございます。それから郵便貯金・簡易生命保険管理機構については、今申し上げましたように、これ郵政改革法案がらみという部分がございまして、なかなか簡単に整理しきれないという部分があるというふうに理解しております。統計センターにつきましては、今現在まだ、一体どういう組織になるのかということについて、政府部内で検討が続けられているという状況でございます。そういう意味で、若干、当省の法人につきましてはなかなか簡単にこれこれという形で整理されないものがあるということをご承知いただきたいと思います。

【森永委員長】 委員の皆さん、そういうことのようなので。まあ、こういう類型に従って我々また評価をさせていただくというふうになるのは、また法案も通った後の問題ですね。

【相馬大臣官房政策評価広報課長】 法案の動向、どういうふうな法案になるのか、内容がどうなるのかというのは、実はほんとうのところ、まだ私どもよく承知していないところでございます。政府部内で検討が続けられておりまして、先ほど申し上げたように、今国会に法案を提出するところまでは決まっておりますが、いつか、とか、その内容はどうかということについては、現段階で具体的な話は伝わってきておりません。

ただ、一般論で申し上げれば、法案が成立したとしても、その具体についてはさらに政省令等が当然定まってくることになると思いますし、そのあたりの政省令の内容まで含めて見た上で、どういうふうな具体の話になっていくのかということの議論が始まってくるのではないかと理解しておりますけれども。また、恐らくこの法律につきまして、今国会

で法律が成立したとしても、ある程度の準備期間というのは当然出てくると思いますので、その辺もどういうふうな期間が設定されるかということも見ていかなければいけないかと思っております。

【森永委員長】 なるほど。では、この件、よろしゅうございますか。ご質問、いいですか。どうもありがとうございました。それでは、この報告事項も終わりました、その他何か、事務局のほうから。お願いしたいと思いますが。連絡事項ですね。

【相馬大臣官房政策評価広報課長】 来月以降になりますけれども、各法人の平成23年度の業務実績評価、それから郵便貯金・簡易生命保険管理機構においては中期目標終了時の評価も合わせて開始することになります。また今年度につきましては、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時で見直しを行いました、来年度は、統計センターと宇宙航空研究開発機構の中期目標期間が終了することから、それに伴う見直しを行うこととなります。

なお、宇宙航空研究開発機構の主管は文部科学省でございますけれども、評価委員会での意見聴取につきましては、共管であります総務省の当委員会においても実施することとなっております。

統計センター分科会の委員の先生方、それから情報通信・宇宙開発分科会におきましては、特にJAXA部会の委員の先生方が中心になりますけれども、今年度と同様、全ての委員の皆様方のご協力を引き続きお願い申し上げる次第でございます。また、委員の皆様にご参集いただきます次回以降の、この会議の開催予定といたしましては、例年どおり8月下旬に、各分科会等における平成23年度の業務実績評価に係る審議結果等をご報告いただくことを予定してございます。以上でございます。

【森永委員長】 今後のスケジュールの大筋は今のご説明のとおりでございます。またこの前に、各分科会・部会等でいろいろ評価していただく会議がもたれますけれども、6月ぐらいでしたかね。また委員の皆様にはご協力いただきたいと思っております。それでは、これで報告事項も終わりました、最後になりましたけれども、岡崎大臣官房政策評価審議官から、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

【岡崎大臣官房政策評価審議官】 岡崎でございます。本日は年度末のお忙しいところ、お集まりいただき、審議いただきまして、大変ありがとうございます。

課長からご説明したのであまり付け加えることはないんですけども、現在独法改革ということで、閣議決定に基づきまして通則法の改正等が検討されているということで、話

がありましたように中身がまだ十分詰まっておられませんので、またこの点につきましては、逐次ご報告させていただきたいと思います。

今年度の委員会はこれで終わりなんですけれども、また来年度になりますと、各法人におきます23年度の業務実績評価ですとか、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間全体の業務実績評価、それから統計センターと宇宙航空研究開発機構が中期目標期間が終了しますので、ここに係ります見直しということになりまして、また皆様方のご審議を精力的にお願いしなければいけないとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。総務省といたしましては、所管の法人に関してでありますけど、適正かつ効率的な独立行政法人の運営の確保という観点から、我々も一生懸命努めていきたいと思ひますので、今後とも委員の皆様のご指導、ご理解を賜りたいと思ひます。以上、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【森永委員長】 どうもありがとうございました。最後、何か、委員の方々からございますか。ございませんですか。それでは今日の評価委員会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。